

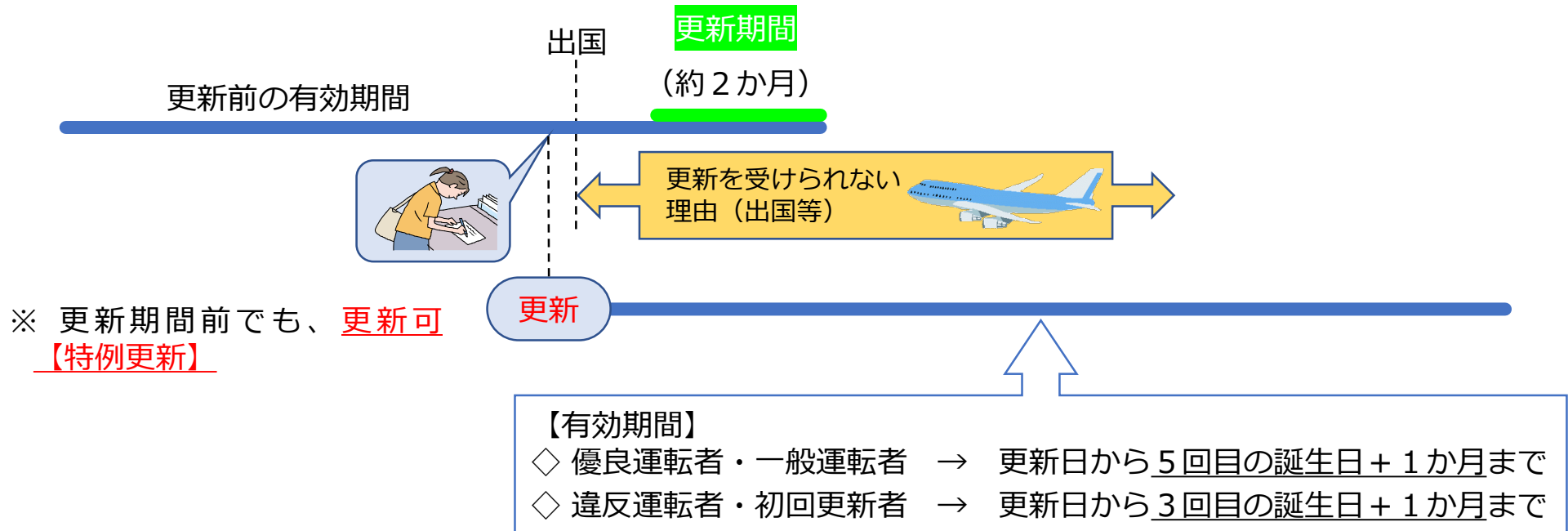
# 海外滞在者の運転免許証の更新等に係る特例について

※ 一般的な制度は下記のとおりです。詳しくは、各都道府県警察の運転免許センター等にお問い合わせください。

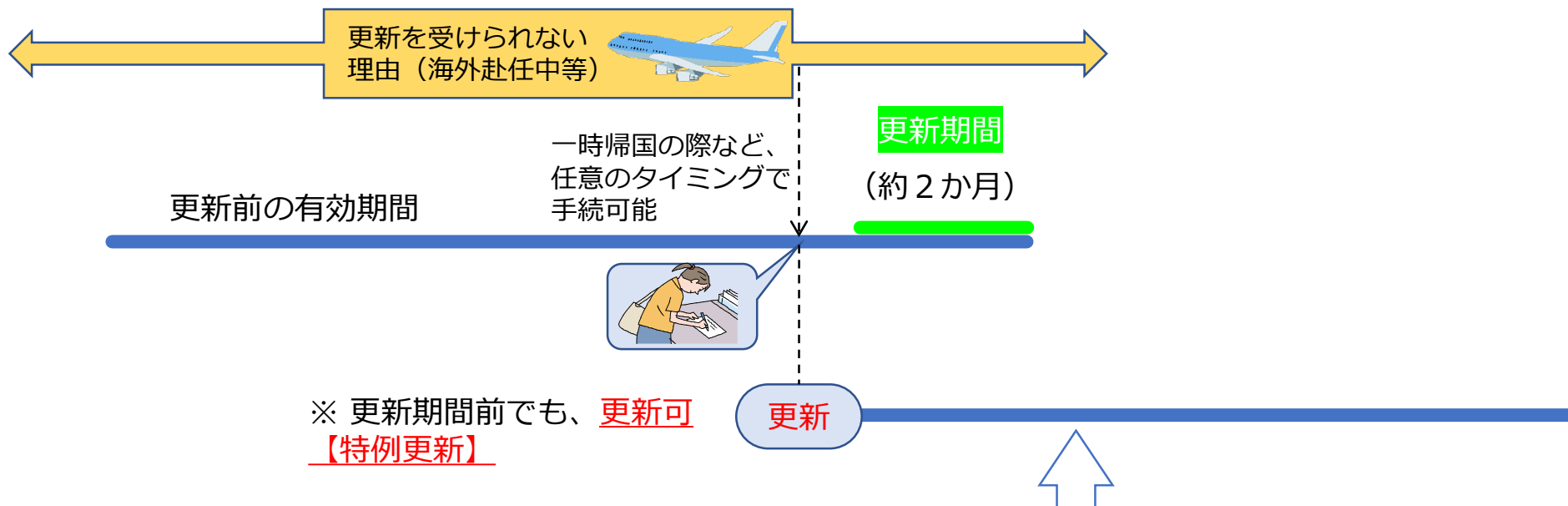
## 【出国前】

＜道路交通法第101条の2＞

海外赴任の予定がある方は、出国前（**更新期間**の前）に更新することができます。



海外赴任中の方は、**更新期間**前でも、一時帰国の際に更新することができます。



【有効期間】

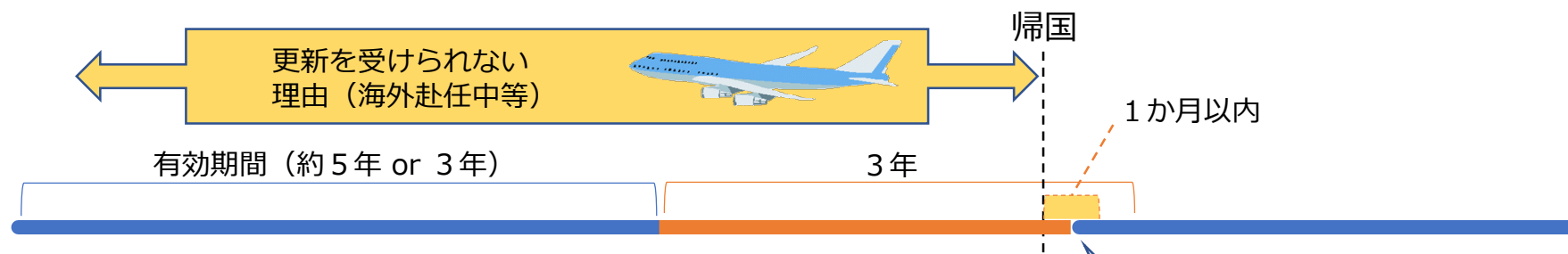
- ◇ 優良運転者・一般運転者 → 更新日から5回目の誕生日+1か月まで
- ◇ 違反運転者・初回更新者 → 更新日から3回目の誕生日+1か月まで

## 【帰国時】

〈道路交通法第97条の2第1項第3号〉

### ① 〈失効後3年以内で、帰国後1か月以内の場合〉

免許が失効して帰国した際も、失効後3年以内で、帰国後1か月以内であれば、学科試験と技能試験が免除されて免許を取得することができます。



- ・ 視力等の適性試験を受ける必要があります。
- ・ 通常の新規の際と同様の講習を受ける必要があります。
- ・ 優良運転者等の失効前のステータスが継続されます。

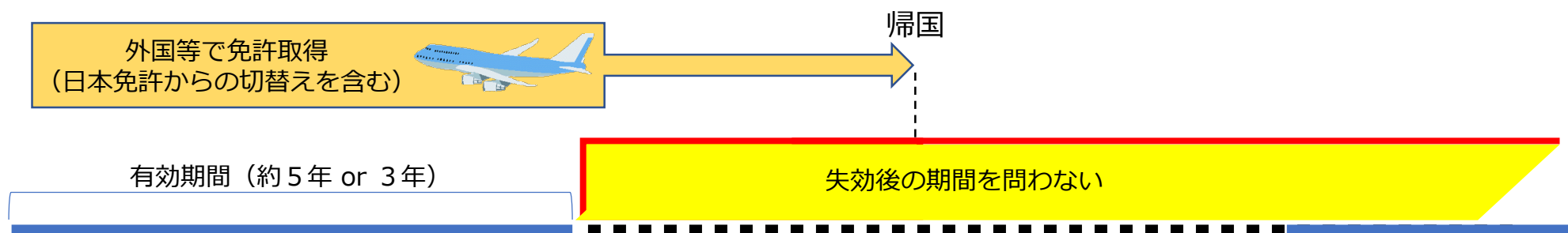
※この制度による免許取得に必要な書類等の詳細については、事前に都道府県警察の運転免許センター等にお問い合わせください。

## 【帰国時】

<道路交通法第97条の2第3項>

### ② <外国等の免許を受けている場合>

免許が失効して帰国した際も、外国等で免許を取得している方は、失効後の期間を問わず、学科試験と技能試験が免除されて免許を取得することができます。



- 新しく取得する免許の種類は、取得している外国等の免許と同等のものになります。
- 外国等の免許を受けた後、その外国等に3月以上滞在している必要があります。
- 視力等の適性試験を受ける必要があります。
- 運転に支障がないことを実技により確認させていただく場合があります。
- 免許の取得に際して、講習を受ける必要はありません。



※この制度による免許取得に必要な書類等の詳細については、事前に都道府県警察の運転免許センター等にお問い合わせください。

### 【帰国から免許手続までの日本における運転】

<道路交通法第107条の2>

日本人の方も外国人の方と同様に、外国等で取得した国際運転免許証等を所持することによって、日本の免許を受けることなく（日本に上陸した日から起算して1年間）、日本で運転することができます。



(国際運転免許証)